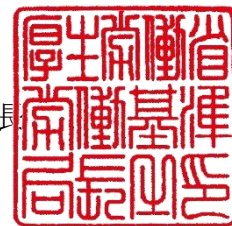


令和2年5月

事業主殿

厚生労働省労働基準局長



「令和2年最低賃金に関する基礎調査」への御協力をお願い

平素より厚生労働行政の推進に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省においては、昭和57年以降、毎年、「最低賃金に関する基礎調査」を実施しております。

この調査は、総務大臣の承認を得て、毎年度の最低賃金審議会における最低賃金の決定、改正等の審議に資するよう、事業所の労働者の賃金の実態等を把握するために実施している一般統計調査であり、この目的以外に使用することはございません。

今般、全国の事業所の中から無作為に選定を行った結果、貴殿に調査への御協力をお願いすることとなりました。つきましては、誠にお手数とは存じますが、調査の趣旨を御理解の上、御協力いただきますよう何卒お願い申し上げます。

調査票の御提出に当たりましては、以下2種類の提出方法からいずれか一つを選択いただき、**令和2年6月12日(金)**までに御提出いただきますようお願い申し上げます。

① 紙の調査票による郵送回答

→紙の調査票に必要事項を記入の上、同封の返信用封筒に入れて御投函ください。

② 電子調査票によるオンライン回答

→『政府統計オンライン調査総合窓口』にログインいただき、電子調査票に必要事項を入力の上、システム上で御提出ください。※システムの操作手順につきましては、別紙「オンライン調査回答マニュアル」及び「オンライン調査ID・パスワード通知書」を御参照ください。

いずれの方法を選択された場合でも、調査票への記入に際しましては、別紙「最低賃金に関する基礎調査票記入要領」及び「調査票記入要領早見表」を御参照ください。

<本調査に関するお問い合わせ先>

最低賃金に関する実態調査コールセンター

電話番号：0120-991-626（フリーダイヤル）

受付時間：9時00分～17時00分（平日）

(注) お問い合わせの際は、調査名「最低賃金に関する基礎調査」をお伝えください。なお、コールセンターは本調査のほか「賃金改定状況調査」に関する問い合わせにも対応しており、「最低賃金に関する実態調査」はこれら2つの調査の総称です。